

令和8年3月2日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年2月26日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県公益認定等審議会条例 新旧対照表	2
3 神奈川県県税条例 新旧対照表	3

1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

2 神奈川県公益認定等審議会条例（平成19年神奈川県条例第37号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(組織等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人 <hr/> <hr/> <hr/> に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>3・4 (略)</p>

3 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第9条（略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金）</p> <p>第10条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び</p> <hr/> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金で知事が指定したものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金（所得税法第78条第2項第4号に掲げるものを除く。次号において同じ。）であつて、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金であつて、当該寄附金を信託財産とする公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条～第81条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金）</p> <p>第10条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金で知事が指定したものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金（所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを除く。次号において同じ。）であつて、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 寄附金（所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに限る。以下この号において同じ。）を信託財産とする同項に規定する特定公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するものである場合の当該寄附金</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条～第81条（略）</p>